

# 平成29年度茅ヶ崎市防災会議第5回専門委員会議録

議題	<p>1 議題</p> <p>(1) 広域避難場所の検討状況に係る説明会の実施結果について</p> <p>(2) 避難場所利用可能率の修正について</p> <p>(3) 第4回専門委員会議資料の修正について</p> <p>2 その他</p>
日時	平成29年11月9日(木曜日) 10時00分～12時10分
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室1
出席者氏名	<p>関澤愛委員、加藤孝明委員、岩見達也委員</p> <p>(事務局)</p> <p>山田市民安全部長</p> <p>防災対策課(大竹課長、橋村課長補佐、掛川主任、臼井主任)</p> <p>都市政策課(石川主査)</p> <p>(受託業者)</p> <p>株式会社八州(山田、新明)</p>
会議資料	<p>茅ヶ崎市防災会議第5回専門委員会議次第</p> <p><b>資料1</b> 広域避難場所の検討状況に係る説明会の実施結果について 広域避難場所の検討状況に係る説明会資料</p> <p><b>資料2</b> 避難場所利用可能率の算定について</p> <p><b>資料3</b> 茅ヶ崎市防災会議第4回専門委員会議資料の修正について</p> <p><b>別冊1</b> 大規模延焼火災のおそれの低い地域(イ)</p> <p><b>別冊2</b> 新たな広域避難場所について</p>
会議の公開・非公開	一部非公開
非公開の理由	<p>議題3については、公開とすることで相手方の正当な利益を害するおそれがあるため、また、検討、協議段階の未成熟な情報が含まれているため、公開とすることで市民に不正確な理解や誤解を与え、混乱を生じさせるおそれがあるため。</p>

## ■開会

○事務局（大竹課長）：改めまして、おはようございます。定刻となりましたので、これより第5回専門委員会議を始めさせていただきたいと思っております。関澤先生におかれましては、少し遅参するということでご連絡がありましたので、限られた時間となりますので、先に進行をさせていただければと思います。本日進行のほうを務めさせていただきます、防災対策課長の大竹です。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず始めに、本日の進め方についてご説明させていただきます。本日は本市が行ないます大規模地震火災避難対策検討業務、すなわち広域避難場所の安全性の再検証や、新たな候補地の検討を行う業務に対しまして、茅ヶ崎市防災会議条例第4条に基づき任命させていただきました専門委員の皆さまから、ご意見やご助言をいただく場として開催させていただくものとなります。本日が5回目の専門委員の会議となります。遠路お越しいただきまして、大変ありがとうございます。

また、本件につきましては、原則公開として進めさせていただいております。本日も、現在のところ4名の方が傍聴にいただいております。ただし、これまでの会議におきましても検討を進めていく上で、民有地に関する情報や、検討段階にある内容につきましては、一部非公開とする場合があることをご案内させていただいてきたところです。

そのため、本日の会議内容のうち、議題3、「第4回専門委員会議資料の修正について」につきましては、民有地に関する内容を含んでいることから、公開とすることで相手方の正当な利益を害するおそれがありますので、非公開として行わせていただきます。

また、本日の配布資料につきましても、傍聴者の皆さまには、民有地に関する内容を含む資料を除いた資料のみをお配りさせていただいておりますので、あらかじめご承知おきください。なお、本日の会議内容につきましても、前回同様にホームページ等で非公開部分を除きまして、公開してまいりたいと考えておりますので、併せてご承知おきください。

それではお手元にご用意させていただきました資料のうち、次第に従って進めさせていただきます。本日の議題は3つありますが、これまでと同様に議題ごとにご説明させていただき、専門委員の皆さまよりご意見やご助言をいただきながら進めさせていただければと考えています。

それではまず議題の1、広域避難場所の検討状況に係る説明会実施結果についてということで、10月に開催しました説明会の結果につきまして、事務局よりご説明させていただきます。

## ■議題1 広域避難場所の検討状況に係る説明会の実施結果について

○事務局（臼井主任）：茅ヶ崎市防災対策課の臼井と申します。よろしくお願いいたします。議題の1、広域避難場所の検討状況に係る説明会の実施結果についてご説明させていただきます。資料1をご覧ください。A4サイズの両面印刷のものとなります。説明会につきましては、表の日程のとおり、全4回開催しました。当初5回開催する予定でしたが、台風の接近に伴いまして、10月23日に予定していた説明会を中止としたのですが、数名の方に足を運んでいただきましたので、その方々に対しては説明を行わせていただきました。その方も含めて、のべ参加者数は44名でした。

説明会の資料については、添付させていただいたカラーのもの、広域避難場所の検討状況に係る説明会、こちらの資料を基に行いました。説明会でいただいた質問や意見については、4意見内容にまとめています。(1)から(5)に項目分けをしており、広域避難場所の検討状況

に係る説明会、カラーの資料の1ページ目、本日の内容の中の目次を基に、いただいた意見をまとめています。

各項目についてご説明させていただきます。まず(1) 広域避難場所の検証に関することについてですが、工場の火災に関する意見をいただきました。地震時の大規模延焼火災という中には、工場火災について考慮しているのか、という内容になります。市役所近辺の工場では、過去に火災が発生したこともありましたが、特に工場に近接する広域避難場所については、仮に工場火災があった場合は危険になるのではないかとといった不安を持たれている方がいらっしゃいました。

その他には、これまでは必要前面距離を300メートルとしていましたが、検証図の中では300メートル取れていない。輻射熱(ふくしゃねつ)がカロリー表示になっているが、温度では何度になるのか。また準安全面積の4分の1を利用可能面積に加えることについて、風は一方向から吹くことから、4分の1加えることとしたとの説明をしましたが、疑問であるとの意見をいただきました。

続きまして、(2) 新規指定の考え方に関する事についてですが、新規指定の考え方には、「原則として」、「できる限り」といった努力目標ではなく、条件として位置付けるべきだなどの意見をいただきました。

続きまして裏面にまいります。(3) 広域避難場所の新規指定に関することについてですが、管理者の同意がないと避難場所として指定できないのかといった、災害対策基本法に関することの質問ですとか、県計画では10万平米の土地を指定すると書いてあるが、「安全面積10,000平米以上」の要件は適切なのかなど、県計画との違いについてご意見をいただきました。

続きまして、(4) 避難に関することについてですが、平面的に避難を考えるのではなく、高低差なども加味した立体的な視点を持って、避難のしやすさについても考慮すべき。また、収容定員以上の人が広域避難場所に入らないよう工夫が必要である。家屋倒壊や道路閉塞の状況を想定すべきなどの意見をいただきました。最後になります。その他意見につきましては、将来にわたって安心な広域避難場所としてほしいということですか、準防火地域をこれから拡大するのですが、広域避難場所がなくてもいいようなまちづくりを進めてほしいなどの意見をいただきました。説明については以上となります。

○事務局(大竹課長):ありがとうございます。説明会の実施結果につきまして、参加いただいた方から頂戴した意見として、議題1としてご説明させていただきましたが、これにつきまして委員の先生方より何かご意見ですとか、また質問に対する解釈といったところでいかがでしょうか。

○加藤委員:44名しかいらっしゃらなかったのですか。

○事務局(山田部長):1回あたり最大でも15名ぐらいです。少ないときは何人ぐらいでしたか。

○事務局(橋村課長補佐):8人です。

○加藤委員:そんなに少なかったんだ。もう少し皆さん関心を持ってるように思ったんだけども。

○事務局(大竹課長):今いただいたご意見の中で、特に事務局のほうからご意見を頂戴できればと考えています。一つは(1)の、広域避難場所の検証に関することの一番上にある工場火災に関することといったところで、この解釈でよろしいでしょうか。

○事務局(山田部長):ご存じかもしれませんが、特に茅ヶ崎のこの市役所の周りのところに工場群があるのです。そこに化学工場などもありまして、そういった火災なども予見できるのではないかと、検討の中で考慮しなくていいのかというご質問があったのです。そのときは一応工

場については基本的には個別法があって、化学物質などの取り扱いについても法律上で決められていたり、万が一事故が起こったときの対処法についても、消防のほうにある程度計画を出すようにされているということがあるので、そこの部分は少し別に考えるのではないかというのが私どもの感覚なのですが、もし先生方に何かあれば、お伺いできればと思います。

- 岩見委員：危険物というか、どれくらい燃えるものがあるのかということを知りたいです。
- 事務局（山田部長）：どのくらいこの地域にあるのか。それは後で表を示して意見をお伺いしたいのですが。
- 事務局（橋村課長補佐）：基本的には広域避難場所を指定するにあたっては、今は工場火災というのは考慮せずに指定をしています。万が一火災が発生して、影響が出て、消防警戒区域を設定する中で、その区域に広域避難場所がかかるような場合には、当初広域避難場所として指定をしていたところでも広域避難場所としては使わないといったようなオペレーションの中で対応できればと考えています。ですので、あらかじめ想定をするということはしていないところ です。
- 加藤委員：関澤先生に確認いただきたいのですが、僕の認識では、一般論として一定以上の量の危険物を取り扱っている施設のほうが、かなり管理がしっかりとしていて、小さい町工場のようなところの少量の危険物のほうが、むしろ火災という意味では危ないという認識です。  
東京消防庁の出火危険度を計算するときでも、危険物施設からの出火というのは一般的ではない別の項目であるのです。そのときには対象は少量の危険物を取り扱っているところということです。ですから大規模なところは、多分入れていないのではないかと思います。
- 関澤委員：危険物の取扱では、大容量の場合、ガソリンスタンドとかああいったものは、消防法では別扱い。ですから一般の工場などは一般に少量危険物取扱施設と言っているものです。
- 加藤委員：普通の大きい工場。
- 関澤委員：消防法で少量危険物という言い方はしていないですね。消防法の危険物対象のあれで、少量危険物取扱施設と言って、危険物取扱者は何人置きなさいなど、そういうふうになるのです。ですから大容量も危険は危険なのですけれども、先ほどおっしゃったように、安全を確保するためにそういうところを避けたほうがいいというのはもちろんなのですけれども、そんなことを言い出したらきりなくなってしまうのです。ですから火災が起きたら使わないようにしましようということではないのですか。一般的には安全。耐火造の建物だし、事故が起きたとしても、外に輻射熱を与えることはない。今おっしゃった回答が無難なところだと思います。
- 事務局（大竹課長）：ありがとうございます。
- 事務局（橋村課長補佐）：それ以外のところで、直接検証の中で影響が出るようなところとしては、準安全面積の4分の1を避難効面積に含めたことに対して、そこも除くべきではないかといったものに対しては、やはり4方向から風がいつ頃に吹くというのは現実的にあり得ないので、4分の1は含めることにしましたと回答させていただきました。  
また裏面ですが、県の計画では広域避難場所の候補地は10万平米以上、安全面積が10,000平米というのは少ないのではないかといったところです。県の計画では候補地の敷地としては10万平米ですけれども、安全面積がその中にどれくらいあるかというのは触れていないのです。我々の検証の中では、実際に周辺で延焼火災が発生したときに、敷地自体は大きくても、避難場所がどれくらいあるかという安全面積に着目をして、条件を設定したというふうに考えています。10万平米と10,000平米という数字だけを比較してしまうと、10分

の1という開きが大きいので、不安に思われた意見かと思っています。

- 加藤委員：10万平米というのは、333メートルかける333メートルですよ。
- 事務局（大竹課長）：はい。
- 加藤委員：昔の方法だと、炎から300メートル離れなければいけないということで、10万平米以上を指定して昔の方法を使うと、安全面積はゼロになるのです。完全にゼロです。今回の場合はきちんと計算をして、安全面積が一定以上あるという要件を課して、むしろ最後の評価基準だけを取り上げれば、四方を火災に囲まれても大丈夫な面積が存在しているので、きちんと安全性は確認されているし、水準も高いと見なしていいということです。
- 事務局（山田部長）：その300メートルについても少し聞かれたのですが、前面距離が前の避難計画では300メートルと言われているのに、それはいいのかと。それは八州さんに聞いたら、やはりそれは計算していくと、あっていると。
- 八州（山田）：すべて純木造で300メートルなのです。
- 加藤委員：最大300メートルです。
- 事務局（山田部長）：になるということですか。
- 加藤委員：になると思うというところから、浜田先生が理論を作っているのです。だから、昔は市街化が進んでいなかったのが、安全側で評価しておけばいいだろうということでやっていたのです。準安全面積についての4分の1に対する答えは、四方から風が吹くことはないということ。
- 事務局（山田部長）：要するに炎は上に上がっていて、周りが全部燃えたとしても、いくら風が一方から吹いたとしても危ないのではないのでしょうか。
- 加藤委員：風の問題ではなくて、四方が同時に囲まれることは、確率的にはかなり低いということだと僕は理解しているんですけれど。
- 関澤委員：風が吹いて炎が傾いたときには避難有効面積はだいぶ減りますね。4方向から炎が傾いてくるということはまずあり得ないので。風上はすごく安全です。
- 加藤委員：炎に四方を仮に囲まれたとしてもですよ。
- 関澤委員：だから両方ではないですか。
- 加藤委員：両方ですね。4分の1というのも、4分の1ぐらいにしておこうかという話なんですよね。その解釈をどうするかという話だけで。
- 事務局（山田部長）：そうですね。燃えても、一方から吹けば、風下が向こうに行くわけで、結局準安全面積のところを使っても安全なのではないかということですか。
- 関澤委員：全く輻射熱がないということではないですが。
- 事務局（山田部長）：ないことはないのですか。
- 関澤委員：だいぶカットされるということで。
- 事務局（山田部長）：風によってだいぶ減ってくるということですか。確率的には、関澤先生が言われたところも含めて、風下側の輻射熱が少ないということと合わせると、4分の1程度は見れるのではないかということよろしいですか。
- 加藤委員：はい。
- 事務局（大竹課長）：事務局のほうで確認させていただきたかったのは、ご意見を少し伺いたかったのはその3点ぐらいなんですけれど、先生方はご覧になっていただいて、何か気になるところなどはございましたか。
- 加藤委員：これに対する回答というのは存在するわけではないです。

○事務局（山田部長）：そうですね。

○加藤委員：今後も市民の方から似たような質問が出る可能性はありますね。今回出た質問に対する模範解答を作成して、3人にチェックしてもらったほうがいいと思います。

○事務局（大竹課長）：ありがとうございます。おっしゃるように、同じ疑問を持たれる方がいらっしゃるかと思いますので、より安心していただくためにも。

○加藤委員：そうですね。

○事務局（大竹課長）：ではそのようにさせていただきます。ありがとうございます。また気になる点があれば後ほどということで、よろしければ続きまして、議題の2避難場所の利用可能率の修正につきまして、説明をさせていただきます。

## ■議題2 避難場所利用可能率の算定について

○事務局（掛川主任）：議題2避難場所の利用可能率の修正についてということで、お手元の資料2に基づきましてご説明をさせていただきます。資料2を1枚おめくりください。資料2の1ページ、左側ですけれども、こちらにつきましては、第3回専門委員会議までにまとめました従前の利用可能率を配置したものです。右手のものが第5回専門委員会議案ということで、今回修正についてご意見を伺う内容になっております。我々、検討を進めていくにあたりまして、従前利用可能率を定めていましたけれども、今回ご提案させていただきましたのは、修正を加える必要があるということで判断いたしましたので、ご提案させていただくものになります。

2ページの修正案のうち、赤字が修正部分となります。上から説明させていただきます。まず、土地利用の中で建築物と書いた項目を追加しました。これまでも原則、屋外部分のみ避難場所として利用し、屋内の部分は使用しないということで整理をしていましたが、表の中で利用可能率0%ということで項目が漏れていましたので、この部分を追加したのになります。

続きまして、土地利用のうち、工事箇所の項目になります。従前、安全性の観点から一律0%としていましたが、工事完了のめどが立っている場合には、完成後の土地利用状況を用いることとして修正しました。現在工事中であるのは、例えば市役所横の敷地の一部や、その向かいの市民文化会館、あるいは茅ヶ崎公園野球場の一部、柳島スポーツ公園が今工事中ということになっています。

また次に、土地利用のうち、その他という項目を設けさせていただきました。我々、土地利用がどうなっているかというのを確認すべく、現地調査を行う中で、例えば学校のプールの敷地があります。プール自体は水域ということなので、避難利用できないということで、0%とできるのですが、例えばプールサイドの部分については従前避難ができる敷地ということで、面積に含めていましたが、プール自体は現地を見ますと柵で囲まれていて、とてもすんなり入れるような状態でないということもありました。こういった避難に適さない場所というふうに見地調査をした結果、見えるものについては0%として判断させていただきたいということで、その他を設けさせていただいています。

またその下の下になりますが、従前、駐車場として50%の利用可能率で定めていた部分に、これも現地調査の結果、駐輪場も同等に扱うべきだろうということで、駐輪場という文言を追加させていただきました。

最後になりますが、樹林の項目です。樹林については、今まで一律50%という形で利用可能率を見ていましたけれども、こちらについても現地を見ますと、生い茂っていて人が進入できないような樹林もありましたので、そういった場合につきましては50%とせず、0%とし

て使用可能率を見させていただきたいということで、赤字で修正をしています。資料2の説明については以上です。

- 事務局（大竹課長）：今の土地利用別の利用可能率といったところで、現地調査やこれまでの資料を確認した中で、考え方について加えさせていただいた部分があります。これにつきまして、今後安全面積や、準安全面積を計測する中では、こういった考え方で進められればと考えています。これにつきましてご意見などを伺えればと思っています。
- 岩見委員：工事完了の目処は、1年以内に工事完了するとかですか。
- 事務局（掛川主任）：例えば柳島スポーツ公園というのを今造っているのですけれども、そちらについては来年の3月で、一番早い完成となっています。一番遅い完成は市役所の隣の、今工事中の敷地ですけれども、全体が供用開始されるまでには来年の3月を基準とすると2年4カ月後となりますので、現時点からだと約2年9カ月後に全体として供用開始されるといった状況になっています。
- 事務局（橋村課長補佐）：それまでの間、少しずつ工事箇所が狭まっていくといったような予定になっています。
- 岩見委員：その期限が決まっているものについてはということですよ。
- 事務局（掛川主任）：そうです。
- 加藤委員：一応チェックだけはしたほうがいいかもしれませんね。当面、2年間ぐらい50%ぐらいしか使えないといったときに、避難計画で大変危険な状況にはならないようにということを確認だけはしておいたほうがいいですね。
- 関澤委員：これは工事完了をあるものとして、例えば5年かかるようなケースも今後あるかもしれません。指定時の工事進行時期、1ページの工事進行状況における土地利用状況を用いるか、指定は何年おきぐらいに改定するのですか。指定の改定のサイクルのほうが短ければ、その時点における工事完了状況を勘案して決める、がいいのではないかと。
- 加藤委員：確かにそうですね。
- 関澤委員：そういう書き方にしておけばいいと思います。
- 事務局（山田部長）：サイクルが決まっていないのですけれど。
- 加藤委員：前に決めたときを考えると。
- 事務局（山田部長）：そうですね。
- 関澤委員：市役所の敷地内などは使いたいわけですね。工事中だから入れませんと言うよりは、工事中だけれど、完了後は入れますよと言ったほうが、市民にとってはありがたいですね。だから、何でもかんでも厳しく査定していくと、そういうものはじかれてしまいます。
- 事務局（山田部長）：東京は5年と言いましたか。
- 加藤委員：東京は5年です。
- 関澤委員：だけれど、毎年いろいろ見直してやってるよね。
- 加藤委員：いえ。基本5年なのです。
- 関澤委員：3年ではありませんでしたか。5年ですか。
- 加藤委員：5年です。見直しにすごく時間がかかるので、3年間ぐらい議論しています。3年間議論して、最終的に決定ですので、お休みの期間は多分1年半ぐらいしかありません。
- 八州（山田）：東京の場合は、公開時点です。今8回見直しをやっていて、来年の3月時点でできているかできていないかです。それで、数カ月あったらできているのですけれども、工事中はその時点で決める。

- 関澤委員：ではそのようにしたらいいのでは。東京のように。
- 八州（山田）：東京の場合は5年ごとに見直しですから。
- 関澤委員：いえ。見直し時期が決まってないのですけれども、指定時における工事完了状況を勘案して決めるでいいのでは。
- 事務局（山田部長）：ということは、3月に指定予定であれば、3月に工事が完了していれば、その時点での状況を勘案すると。
- 関澤委員：分かりませんが、どのぐらいの面積が増えるんですかね。
- 加藤委員：基本は地区割りをなるべく変えないほうがいいですよ。そうすると数値的に違ってくるのは、1人当たりの面積が工事中と工事完了後。それだけという状態にしておいたほうがいいと思うのです。なので、工事中と工事完了後の数字をにらみながら、変更のないような地区割りにしたほうがいいと思います。
- 事務局（大竹課長）：やはり都度変わっていくようだと、周知もそれだけあれですし、やはり住民の方に認識がというところもありますけれども。
- 加藤委員：その利用可能率については、現時点と完了後の土地利用状況を用いる、両方用いることもそれはいいと思います。避難経路を公開したときに、完了時の1人当たりの面積を入れて、かっこ書きで、工事中と現在の面積が入っていると。地区割りは動かさないということですね。
- 関澤委員：工事完了のめどが立っている場合には、工事完了後の個々の状況を勘案してという文言が入っていますね。それは何を意味しているのですか。工事完了のめどが立っている場合には、工事完了後の土地利用状況を用いる。では個々の状況を勘案するというのはどういうことなのかと。ですから、すごく長い場合はやっぱりやめておこうと。
- 事務局（山田部長）：今加藤先生が言われたようなことも関連していると思うのですけれど、全体がもう工事圏域なのです。そこが全体を場所として指定する場合には、そこ全体を工事しているとゼロですよ。ですからそういう場合で、ある程度近い将来工事完了が見込まれる場合には、その完成後の土地利用によって評価するという意味ですよ。
- 事務局（大竹課長）：そうですね。
- 事務局（山田部長）：ですから市役所などであれば、今言われたように現在のニーズと工事が完了後のものを示せると思うのですが。
- 加藤委員：将来の土地利用が決まっていない場合もあるからということですか。
- 事務局（山田部長）：結局指定する場合において、例えば柳島スポーツ公園がもし指定するものとしたら、現在全く工事期間中なので、避難できないことになってしまいますね。ですからそういう場合は、来年3月にここが開場するので、開場後の利用計画で評価して指定することだと思います。そのスパンが、例えば市役所などについては少し長いので、それを3月の時点でその部分に入れ込むかどうかというのは少し議論が必要だと思います。
- 加藤委員：市役所についてですか。
- 事務局（山田部長）：ここ全体としては。
- 事務局（掛川主任）：全体としては平成32年の7月なので、2年9カ月後ぐらいです。一番長いですが、ただ、部分的に工事が完了したところからは広がっていくのですけれども、最終的な完成形はその年月が必要です。
- 加藤委員：柳島スポーツ公園は来年3月だとすれば、これの公表が来年3月以降ということですか。だとすれば、100%使えるということですね。で、市役所は来年の3月時点。

- 事務局（山田部長）：32年に全体が。
- 岩見委員：どれくらい1人当たり面積が確保できるかということが重要ですよ。大体何割ぐらいの工事をしているのですか。
- 事務局（橋村課長補佐）：市役所の場合は3分の2ぐらい工事をしているのですけれども。例えば1人当たりの面積で言うと、今候補となっているところが全部指定できればという話ですけれども、工事中であっても1人当たり2平米以上は確保できています。
- 岩見委員：それが確認できれば問題はないですね。
- 事務局（橋村課長補佐）：その中で先ほど加藤先生からおっしゃっていただいたように、工事中は1人当たりこれですけれども、完成後はこれに出ますよというのは土地示せば。
- 関澤委員：一番親切な情報提供は、何月時点では工事中で、ここの範囲だけは有効だけれど、完成後は全体になりますという。その都度お知らせしますぐらいの。
- 事務局（山田部長）：そうですね。それが一番親切だと思います。
- 関澤委員：それが前後で落っこちてしまうという場合は別ですが、元々余裕があつて、少し面積が減るという場合は、アナウンスすればいい。
- 事務局（山田部長）：やはりそういう表記となってきますよね。やはり工事のめどが立っていた場合、個々の状況を勘案してという言い方になってきますね。
- 事務局（大竹課長）：そうですね。
- 事務局（山田部長）：そこのところを少し考えて変えないといけませんね。
- 事務局（掛川主任）：なので、来年の3月時点での土地利用状況、それをきちっと安全性が確認できるということも含めて確認できればということで、修正をさせていただきます。
- 事務局（山田部長）：あくまでも3月時点での利用状況を表記して、注意書きとして、ここについては何年に完成予定で、そのときにはこのぐらいになりますという書き方ができれば、それが一番ベストなのでしょうね。
- 事務局（大竹課長）：工事中と完了後を併記するような形で、分かりやすくお伝えできるよう、この工事箇所の考え方のところにつきましては修正させていただければと思います。他の部分ではいかがでしょうか。
- 関澤委員：いいのではないですか。
- 事務局（大竹課長）：よろしいでしょうか。よろしければ、続きまして議題3に進めさせていただきます。議題3につきましては、冒頭で私のほうよりご説明させていただきましたとおり、広域避難場所の候補地に係ります民有地を含む内容となっておりますので、ここからは非公開とさせていただきます。
- なお、次第の3のその他につきましては、公開で行わせていただきますため傍聴可能ですが、次回会議の開催日の確認をすることを、その他の中では今のところ想定されています。傍聴を希望される方につきましては、3のその他までに時間を要することをあらかじめご了承ください。それではおそれ入りますが、傍聴者の方につきましては、ここでいったんご退席いただきますよう、お願いいたします。
- ちなみに、次の第6回目の日程については、先生方に日程をご確認いただきました。12月20日ということで予定させていただいておりますので、よろしく願いいたします。また、時間等につきましてはホームページ等でお知らせさせていただきます。
- 事務局（掛川主任）：15時からです。

<市民退出>

### ■議題3 第4回専門委員会議資料の修正について

○議題3について事務局より説明を行い、委員から意見等を伺った。

### ■その他

○事務局（大竹課長）：では、5のその他に移ります。先ほど少し申し添えました、第6回の皆さんにお集まりいただく機会なのですけれども、12月20日の15時からということで、引き続きよろしくお祈いします。

### ■閉会

○事務局（大竹課長）：それでは、本日第5回の専門委員会議、これを持ちまして閉会とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。